

西東京市立公園指定管理者募集に係る質問回答書

No.	質問項目	質問内容	回答
1	「募集要項」p10 14 イ第2次審査	第2次審査に出席する事業者の人数上限がありましたらご提示いただけますか。	3名以内。必ず管理責任者（予定者）及び市民協働担当者（予定者）の出席をお願いします。
2	「指定管理者業務仕様書」p1 1現況について	文理台公園、田無市民公園、西原自然公園など、新たに追加される地区の公園において、開催されている既存イベントがありましたら、公園別にイベント名と開催月、主催者名をご提示いただけますか。	F地区を含む市立公園で実施した主なイベントの一覧について「資料1」をご確認ください。個別のイベント名・主催者名については、指定管理者候補に決定後、調整に必要な場合にご相談に応じます。
3	「指定管理者業務仕様書」p7 3(5)②	西東京市協力会員について、登録人数、活動公園数、活動されている公園や活動内容の一覧がありましたらご提示いただけますか。	指定管理対象公園（公募範囲）で活動されている公園協力会員の詳細は以下の通りです。（R7.6月時点） ・団体登録：50団体（840名） ・個人登録：54名 活動している公園は「資料2」をご確認ください。 また、いずれの公園も清掃・落ち葉拾い、花壇の手入れ等が主な活動です。
4	「指定管理者業務仕様書」P7 3(5)③	現在、市で行われている公園ボランティア（コミュニティガーデナー）養成講座と公園管理協会の交流会について、開催頻度や定員、おおよその参加者数についてご提示いただけますか。	【公園ボランティア養成講座（花いっぱい運動わくわく講座）】 ・開催頻度：年1回 ・定員：30名 ・R6参加人数：21名 【公園管理協会連絡会】 ・開催頻度：年1回 ・定員：なし（団体登録の場合は各団体1名参加を案内） ・R6参加人数：26名
5	募集要項 3（7）	自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を公園の利用者サービスの向上や施設の改善に還元する旨の記載がありますが、過去3ヵ年の還元金額と内容及び自主事業収入金額をご教示ください。	令和4～6年度におけるF地区での自主事業収入金額はおおよそ以下のとおりです。 令和4年度 5,000千円 令和5年度 6,000千円 令和6年度 6,000千円 令和4～6年度においては、自主事業収入の全額が樹木管理等の公園の維持管理に還元されています。
6	募集要項 7（1）	指定管理料の5年間の総額が記載されていますが、金額の内訳をご教示ください。	業務仕様書P15に示す経費の負担の内訳の総額となります。
7	募集要項 7（1）	指定管理料の5年間の総額が記載されていますが、人件費や物価の上昇分を見込んでいるのか、また、見込んでいる場合、どの程度の上昇を見込んでいるか、ご教示ください。	指定管理料の上限額については、人件費及び物価の上昇率を3～4%程度見込んでいます。募集要項にお示ししているリスク分担表における物価リスクの主負担は指定管理者となっているため、提案の際には見込まれる人件費や物価上昇を考慮して、積算してください。
8	募集要項 17（4）	福祉作業所に委託している公園の清掃作業等について、過去3ヵ年の委託先作業所名称と金額をご教示ください。	「資料3」をご確認ください。今年度より委託先が増えているため、令和7年度の予定も掲載しています。

No.	質問項目	質問内容	回答
9	募集要項 17(4)	(公社)西東京市シルバー人材センターへの、過去3ヵ年の委託内容と金額をご教示ください。	現在市で管理を行うA～E地区については、公募資料「7 市立公園一覧」の園内清掃に記載している内容を(公社)西東京シルバー人材センターに委託しています(「資料3」の福祉作業所への委託公園を除く)。 令和4～6年度におけるA～E地区の市立公園の清掃委託金額の総額は以下のとおりです。 令和4年度 12,562,709円 令和5年度 13,227,260円 令和6年度 15,729,088円 F地区については、西東京いこいの森公園他主要公園のトイレ清掃、泉小わくわく公園ボール広場開錠施錠、薄暮巡回、西東京いこいの森夜間受付・巡回を委託しています。 令和5～6年度におけるF地区の市立公園の清掃委託金額の総額は以下のとおりです。 R5年度 5,230,016円 R6年度 5,438,375円
10	業務仕様書 第5の2(2)	いこいの森公園管理所のみでは手狭となるため、管理棟内のセミナールームを事務スペースとすることは可能か。	セミナールーム2については事務スペースとしての利用は可能です。利用希望の場合には、提案内容に入れてください。
11	業務仕様書 第5の2(4)	防火管理者を置くこととあるが、防火対象物が何であるのか、ご教示ください。	防火対象物は西東京いこいの森公園パークセンターです。
12	業務仕様書 第5の3(2)	職員勤務体制の参考とするため、現在の職員勤務体制をご教示ください。	【A～E地区の公園管理体制】 ・正規職員(週5勤務)2名 ・現業職員(週3勤務)2名 【F地区の公園管理体制】 ・統括所長(1時間/週勤務)1名 ・常勤職員(40時間/週勤務)4名 ・非常勤職員(16～24時間/週勤務)9名
13	業務仕様書 第5の3(3)	毎月「要望・苦情対応経過記録簿」を報告する旨の記載がありますが、過去3ヵ年の資料をご開示ください。	要望・苦情の実績は以下のとおりです。 【A～E地区】 令和4年度 547件 令和5年度 567件 令和6年度 703件 【F地区】 令和4年度 131件 令和5年度 107件 令和6年度 85件
14	業務仕様書 第5の3(4)	警備巡回を実施している旨の記載がありますが、対象公園と過去3ヵ年の警備会社名及び金額をご教示ください。	「資料4」をご確認ください。
15	業務仕様書 第5の3(4)	放置自転車等について、処分費用を指定管理者が負担する場合もあるのでしょうか。	最終的な処分は、市で対応します。
16	業務仕様書 第5の3(5)	市民やボランティア等との協働に関すること全般について、団体名、活動場所及び活動内容をご教示ください。	「資料5」をご確認ください。
17	業務仕様書 第5の3(5)	市立公園の維持管理を行っている公園管理協力会員について、総人数・活動場所及び内容をご教示ください。	No.3の回答のとおりです。

No.	質問項目	質問内容	回答
18	業務仕様書 第5の3(5)	花いっぱい運動の活動について、人数・活動場所及び内容をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数：225名</li> <li>・活動場所：市内公共花壇34箇所</li> <li>・内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援予算の範囲内において、原則として年2回以上の植替えを含む担当花壇の植栽管理作業を継続的に行う。</li> <li>(2) 担当花壇の管理作業を実施するときは公共用地又は施設を良好に使用することに努める。</li> <li>(3) 花壇の美観の向上やコスト改善のために、必要な知識や技能の習得に努める。</li> <li>(4) 年2回の植替え作業の実施にあたり、支援予算の範囲内において、上期は概ね3月、下期は概ね9月に、所定の花壇計画書を市に提出する。</li> </ul> </li> </ul>
19	業務仕様書 第5の3(5)	「現在実施されているコミュニティガーデン事業等」とはどのようなものか、ご教示ください。	<p>コミュニティガーデン事業は、地域の「庭」として、公園・緑地の維持管理を市民が主体となって自主的に行うことで、ガーデニング技術や植物に関する知識を学びあうとともに、新たなコミュニティ作りなどをとおして、みどりの大切さを理解し、地域に花とみどりの憩いの空間を創出することを目的としています。</p> <p>市内には8箇所のコミュニティガーデンがあり、詳細は市のホームページをご確認ください。</p> <p><a href="https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/koen/koenryokuchi_oshiras/komyuniteigadenbosyu.html">https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/koen/koenryokuchi_oshiras/komyuniteigadenbosyu.html</a></p>
20	業務仕様書 第5の3(5)	泉小わくわく公園での、これまでのイベント等の企画内容と回数、地域協議会との定例打合せの回数をご教示ください。	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議回数：3回</li> <li>・自治会と合同で防災施設研修を実施（かまどベンチ、マンホールトイレ等の見学・体験）</li> <li>・泉小わくわくDAYの開催（防災施設紹介、スタンプラリー、地域のお店の出店、手持ち花火）</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議回数：3回</li> <li>・花壇活動の実施（5月・10月に植え替え活動）</li> <li>・泉小わくわくバザーの開催（バザー、クラフトワークショップ、輪投げ等）</li> <li>・泉小わくわくDAYの開催（クイズラリー、地域のお店の出店、手持ち花火等）</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議回数：3回</li> <li>・花壇活動の実施（6月・12月に植え替え活動）</li> <li>・関係団体と合同で防災ミーティングの実施（防災パーゴラ、トイレツール、かまどベンチの組み立て訓練、グループディスカッション）</li> <li>・泉小わくわくバザーの開催（バザー、クラフトワークショップ、輪投げ等）</li> <li>・泉小わくわくDAYの開催（クイズラリー、輪投げ、地域の</li> </ul>

No.	質問項目	質問内容	回答
			<p>お店の出店、手持ち花火等)</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議回数：2回</li> <li>・花壇活動の実施（6月・11月に植え替え活動）</li> <li>・泉小わくわくバザーの開催（バザー、クラフトワークショップ、輪投げ等）</li> <li>・泉小わくわくDAYの開催（パラシュート作り、シャボン玉遊び、グラウンド・ゴルフ体験、神輿の展示、地域のお店の出店、楽器作りワークショップ等）</li> <li>・泉小わくわく防災DAYの開催（防災施設の体験、かまどベンチでのマシュマロ焼き体験、アルファ化米の試食等）</li> </ul>
21	業務仕様書 第5の3（5）	西原自然公園での、既存で活動している市民団体について、団体数や活動内容をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体数：2団体</li> <li>・活動内容： 公園内草刈り清掃等、ナラ枯れ樹木ラップ巻き、萌芽更新樹木等の伐採、近隣高等学校下草刈りボランティアへの協力（毎年5月）、山仕事体験会への協力（毎年2～3月）</li> </ul>
22	業務仕様書 第5の3（8）	各種マスメディアを利用した広告の企画・制作及び広報を実施することとありますが、ここでいうマスメディアとは、インターネットメディアやソーシャルメディアも含むものと解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
23	業務仕様書 第5の4（1）	発生した枝葉の再資源化施設への搬出について、搬出先と搬出量の実績をご教示ください。	<p>【令和6年度】</p> <p>北進重機株式会社 51.4t 株式会社尾林造園 240.8t 東広開発株式会社 69.3t グリーンエコー・都築園 42.5t 株式会社グリーンエコ 110.2t</p>
24	業務仕様書 第5の4（4）	「緊急対応経費」が指定管理料の中に含まれるのか否か、ご教示ください。含まれる場合は、過去3ヵ年の実績と金額をあわせてご教示ください。	<p>緊急対応経費は指定管理料に含まれます。過去の実績は以下のとおりです。</p> <p>令和4年度 1,000千円 令和5年度 1,000千円 令和6年度 0円</p>
25	業務仕様書 第6の2	修繕費の清算について、事業計画書に計上する年間修繕料の金額については、市により決定されるのか、それとも事業者の裁量で金額を提案しその提案に基づき決定するのか、ご教示ください。また、市により決定される場合には、各年度の年間修繕料をあわせてご教示ください。	5年間の平均として14,000千円程度の修繕料を見込んでいますが、最終的には事業者と市の協議により決定します。提案では各年度の物価上昇等も考慮の上、積算してください。
26	業務仕様書 第6の2	令和7年5月現在、故障中と掲示された施設がありますが、令和8年度の指定管理者に引き継がれる際には、基本的には全て修繕が済んだ状態で引き継がれるのか否かをご教示ください。	現在故障中で現指定管理者が令和7年度中に修繕対応できなかったものは、令和8年度以降に業務仕様書第6 その他 2 修繕等についての役割分担及び基本協定書第38条原状回復義務に基づき、市又は令和7年度の指定管理者が対応する想定をしています。
27	業務仕様書 第6の4（5）	市及び現在の指定管理者が委託をした維持管理について、過去3ヵ年の業務名及び委託先・金額をご教示ください。	「資料6」をご確認ください。
28	業務仕様書 第6の4（5）	市及び現在の指定管理者から引き継ぐリース物件がある場合、具体的にご教示ください。	引き継ぐ必要のあるリース物件はございません。

No.	質問項目	質問内容	回答
29	業務仕様書 第6の4(5)	過去3カ年の修繕費について、委託内容と金額をご教示ください。また、委託によらない修繕での材料費の実績もご教示ください。	「資料7」をご確認ください。
30	業務仕様書 第6の4(5)	利用促進や協働事業などの経費について、過去3カ年の実績と金額をご教示ください。	市においては利用促進・協働事業の件数以外の経費で過去3カ年の実績はございません。それ以前には「みどりの散策マップ」の作成で印刷費等の実績はありました。現指定管理者は自主事業の中で利用促進等の活動をしてもらっています。
31	業務水準書 1(1)	植物管理業務の管理の基準で回数等が示されていますが、現在、この基準どおりに作業が実施されているのか、また、この基準で指定管理料が積算されているのか、ご教示ください。	業務水準書で示す管理基準を基に現在も作業をしていますが、現地の状況によっては回数が増減することもあります。中高木については特に落枝や倒木による危険があるため、造園事業者と定期的に見回り、剪定等の判断をしています。指定管理料はこれまでの市の管理実績に基づいて積算しています。
32	業務水準書 2(2)	清掃等で発生した廃棄物について、集積場所をご教示ください。	集積場所は西東京いこいの森公園にございます。
33	業務水準書 2(2)	夜間警備の対象となる施設をご教示ください。	現在夜間警備を実施している公園は以下のとおりです。 ・田無市民公園 ・おおぞら公園 ・ひばりが丘北わんぱく公園 ・あらかしき公園 ・文理台公園 ・北宮ノ脇公園 ・いこいの森公園 ・谷戸せせらぎ公園 ・ひばりが丘さくらの道公園 ・泉小わくわく公園
34	業務水準書 2(2)	巡回警備について、警備業法の要件が必要でしょうか。また巡回は昼夜とありますが、時刻をご教示ください。	維持管理業務水準書に記載の要件を満たしていれば、必ずしも警備法の要件を満たす必要はございません。時刻等については、管理上公開しておりません。
35	業務水準書 2(2)	西東京いこいの森公園、泉小わくわく公園、向台公園内の非常押しボタン警備について、指定管理者が新たに機器を設置する必要があるということでしょうか。	現在既に設置のものがあるため、既存の契約を継続して管理する場合には、新規での設置は不要です。向台公園のだけでもトイレ以外のトイレには警備呼び出し機能がなく、トイレ施設外部に赤ライトが点灯する仕組みになっています。指定管理者で管理上必要となる場合には新規での設置も可能です。
36	業務水準書 2(2)	「自動火災報知設備や消火器等、点検報告書を所轄消防署に定期的提出又は提示する義務のある設備」とありますが、対象となる設備の一覧をご提示ください。	対象となるのは、西東京いこいの森公園内の設備になります。 ・消火器ABC10型5本（パークセンター3箇所、堆肥倉庫2箇所） ・自動火災報知設備（感知器16個（差動式スポット型9個、定温式スポット型2個、煙式スポット型光電式非蓄積5個）、地区音響装置1個、発信機1個） ・誘導灯1台
37	業務水準書 2(2)	設置されている防犯カメラの取扱い・運用方法に関して、指定管理者の役割をご教示ください。	指定管理者の業務としては、防犯カメラの保守・点検を行い、適切な維持管理の実施になります。また、外部提供の依頼等があった場合には、管理責任者である市とともに対応することになります。
38	業務水準書 2(2)	建築物等の12条点検に該当する施設はありますか。ある場合は、指定管理者が点検を実施するのでしょうか。	建築基準法に基づく定期点検に該当する施設はありません。ただし、消防法に基づく点検が必要な消防設備、また電気事業法に基づく点検が必要な非常用自家発電機が西東京いこいの森公園にはあり、点検の実施は指定管理者の業務となります。

No.	質問項目	質問内容	回答
39	業務水準書 2 (2)	田無市民公園のジャブジャブ池について、稼働する時期や時刻など運用方法にきまりがあれば、ご教示ください。	田無市民公園のジャブジャブ池の運用については、以下のとおりです。 稼働時期：7月上旬～敬老の日前後の71日間 利用時間：午前10時～午後4時 令和7年度は7月3日から9月12日までの予定です。
40	「指定管理者業務仕様書」 P6 (3) ③	要望・苦情について、新たに追加される地区の要望・苦情件数について教えてください。また、市のLINE 公式アカウントの「道路・公園情報提供/通報」の情報を共有してもらうことは可能でしょうか？	現在市が管理しているA～E地区の要望・苦情件数はNo.13の回答のとおりです。 また、市のLINE公式アカウントの公園情報提供・通報については、手段は市と指定管理者間での調整になりますが、共有します。
41	「指定管理者業務仕様書」 P7 (5) ⑦	西原自然公園で活動している市民団体の活動の取り組み・作業内容と、市で実施していた管理内容と費用について教えてください。	西原自然公園で活動している市民団体の活動内容としては、以下のとおりです。 活動内容：公園内草刈り清掃等、ナラ枯れ樹木ラップ巻き、萌芽更新樹木等の伐採、近隣高等学校下草刈りボランティアへの協力（毎年5月）、山仕事体験会への協力（毎年2～3月） 市が実施している管理としては、年1回植生管理委託において公園内の樹木の伐採を業者及び市民団体と行っています。こちらの業務は令和8年度以降も引き続き市の負担で実施します。
42	別紙対象公園一覧表	表に記載されているアルファベットは何を示すか教えてください。	公募資料「14 公園別施設一覧」の園地清掃欄に記載のアルファベットは、各公園の園地清掃の頻度・時間の分類となっています。公募資料「7 市立公園一覧」の園内清掃欄に各公園の詳細内容を記載していますので、そちらでご確認ください。
43	維持管理業務水準書 P1 (1)	管理の基準が記載されていますが、各公園の草地管理面積、各種樹木の本数についてお示しくください。	「資料8」をご確認ください。令和5～6年度における各公園の剪定等実績を掲載しています。